

じ、職場環境の不安、ロールモデルの不在など、若手医師の不安は多いが、多様な価値観を尊重し、男女ともに仕事に対するやりがいとライフイベントに対して柔軟に対応できる働き方を支える仕組みが必要と感じている。若手医師の不安は、個人の努力だけではなくて社会の仕組みが大きく影響を受けているので、ネガティブな影響が受けにくいようメンタル面での支援が必要だと思っているとした。

続いて、徳島大学医学部医学科6年の平川貴規さんの司会進行によるディスカッションが行われ、フロアからアメリカの派遣会社による産休の代替医師のことや、高額な子どもの保育料に関する質問があり、最後に座長から、子どもを産みたい人も産まない人もすべての医師が働ける社会になるよう多様性を示したいとまとめられた。

第11回男女共同参画フォーラム宣言

今日、医療の高度化、ニーズの多様化、超高齢社会など医療環境は大きく変化してきており、医師の負担は増している。これに対して、すべての医師がその使命を最大限に果たせるように、勤務環境整備や男女共同参画への様々な支援や意識改革の提言がなされてきた。今後重要なことは、男女問はず、すべての医師がお互いの特性や能力を尊重しつつその多様性を生かしたワークシェアリングを実現することによって、協働性を持って支えながら働いていくことである。それは安全で安心な医療の提供につながる。真の男女共同参画を推進していくために、以下のことを宣言する。

- 一、自らキャリア形成を図りながら医師としての役割を果たしていく意気をもつ。
- 一、個人の特性を活かすことのできる勤務環境の整備と意識改革を推進する。
- 一、共同から協働へ働き方の変革を促進することにより、次世代のすべての人達が日本のみならず世界的視点に立って社会に貢献できる土壌づくりを行う。

平成27年7月25日

日本医師会

第11回男女共同参画フォーラム

その後、「第11回男女共同参画フォーラム宣言」を採択し、次期担当県の栃木県医師会太田会長より挨拶があり、盛会裡に終了した。

参加者は、男性126名、女性203名の計329名であった。

お知らせ



「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正」及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正」について

障がい児（者）の各種手当の認定に係る認定診断書の作成等にあたり、日々御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定要領等の一部が改正され、本年10月1日から適用されますので、お知らせします。

なお、認定要領等につきましては、障がい者保健福祉課のホームページ（URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>）に掲載しておりますので、ご参照願います。

○アクセス方法

北海道のホームページ — 保健福祉部 — 障がい者保健福祉課
— お知らせ — 医療機関と医師の方

また、改正後の診断書につきましては、適用日までには作成する予定です。

問い合わせ先

福祉局障がい者保健福祉課
基盤グループ（担当：的場）
代表：011-231-4111
（内線：25-732）
直通：011-204-5264